議案第95号

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例上記の議案を提出する。

令和2年11月25日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立世田谷区役所駐車場を廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例

世田谷区立駐車場条例(平成15年3月世田谷区条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号から第4号までの規定中「とき。」を「とき」に改め、同条第5号中「区役所又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第6号中「とき。」を「とき」に改める。

別表第1世田谷区立世田谷区役所駐車場の項、別表第1の2世田谷区立世田谷区役所駐車場の項、別表第2世田谷区立世田谷区役所駐車場の項及び別表第3世田谷区立世田谷区役所駐車場の項を削る。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第9条の改正規定(同条第5号中「区役所又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。